

迅速診断キット よくあるご質問

<u>Q1</u>	迅速診断キットを症状のある利用者に使用してもよいか
	今回の迅速診断キットは、 <u>施設職員に対する検査に御活用ください。</u> このキットは、施設内で感染者を早期に探知し、感染拡大防止を強化するため、職員が勤務中にご自分の体調に何らかの症状を認めた場合、施設内で即座に検査を行なっていただけるよう、お配りしているものです。
<u>Q2</u>	「医師の指示の下、医療従事者の管理下で使用」とは具体的にどうすればよいのか
	迅速診断キットの使用について、あらかじめ、協力医療機関や嘱託医にご相談ください。その上で、実際の使用に当たっては、必要に応じて医師や看護師の指示を仰いでください。
<u>Q3</u>	迅速診断キットで陽性だった場合はどうすればよいのか
	直ちに、 <u>最寄りの診療・検査医療機関を受診してください。</u> ※ 最寄りの診療・検査医療機関がわからないときは、受診相談センター(097-506-2755)までお問合せください。
<u>Q4</u>	迅速診断キットの検査結果が陰性であれば業務に従事してもよいか
	結果が陰性だったからといってコロナに感染していないとまでは言い切れません。このため、 <u>症状が続くようであれば必ず最寄りの医療機関を受診し、医師に相談してください。</u>
<u>Q5</u>	医療機関で抗原検査やPCR検査を受ける場合、費用はかかるのか
	発熱等の症状があって、診療・検査医療機関で受ける場合は、検査費用について自己負担はありません。ただし、初診料やその他の治療費分の負担は必要となりますので、ご留意ください。
<u>Q6</u>	迅速診断キットの検査結果が陰性であっても報告するのか
	<u>結果が陽性、陰性いずれの場合でも、1週間分の迅速診断キットの使用状況について、毎週月曜に高齢者福祉課までご報告をお願いします。</u> ただし、その1週間に使用しなかった場合は報告いただく必要はありません。 加えて、 <u>3月末までの使用状況について、所定の様式にとりまとめ、4月9日（金）までに高齢者福祉課あてご報告いただきますよう、お願いします。</u>
<u>Q7</u>	迅速診断キットの追加配布はあるのか
	県からの提供は1度のみです。追加で必要な場合には、直接ご購入いただくか、医療機関を受診ください。

<u>Q8</u>	どこで職員本人が検体を採取するのか
くしゃみなどで飛沫が飛散する場合があるので、窓を開放した風通しの良い室内で1人ずつ採取、または、屋外の風通しの良い場所で採取してください。	
<u>Q9</u>	検査を行う際の注意事項は？
サージカルマスク、手袋を着用し、窓を開放した風通しの良い室内で、検体の飛沫が飛び散らないように注意してください。検査後は、検査場所周辺を消毒してください。	
<u>Q10</u>	使用済みの検査キットは、どのように廃棄すれば良いか。
<u>感染性産業廃棄物</u> として、委託している業者が準備した感染性廃棄物容器に密閉して、適正に処理してください。検査に使用した手袋、綿棒等も同様に処理してください。	
<u>Q11</u>	無症状者でも検査をしてよいのか？
原則として有症状の方の検査を想定しています。ただし、検査対象となる職員に感染リスクがある場合（感染拡大地域への滞在歴、感染者との接触など）は、本事業の趣旨（クラスターを早期探知する目的）に則り、無症状であっても、医師が必要と判断した場合には検査キットによる検査は可能です。	